

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年8月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第36号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第5条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 消防局に監察監又は統括監察員を置くことがある。

第6条第1項中「次長」の右に「及び監察監」を、「校長」の右に「統括監察員」を加える。

第7条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 統括監察員は、上司の命を受け、服務監察及び業務監察に関する事務を総括し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第7条第2項の次に次の1項を加える。

3 監察監は、上司の命を受け、服務監察及び業務監察に関する事務を統括する。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)